

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針

平成21年1月29日

農林水産省

食品の信頼確保・向上対策推進本部決定

1 指示の指針

品質表示基準に違反している事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

[指導を行う場合]

品質表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。

2 書類の整備・保存に関する指導の指針

事業者が飲食料品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、報告徴収又は立入検査を行った際に、飲食料品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導する。

3 公表の指針

(1) 指示をした場合には、次の①から③までの事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても①及び②の事項を公表することができる。

- ① 違反した事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- ③ 指示の内容

(2) 2の指導をした場合であって、飲食料品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより品質表示基準に違反する蓋然性が高いときは、次に掲げる事項を公表する。

- ① 指導を受けた事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項
- ③ 指導の内容